
第23 パッケージ消火設備

政令第29条の4第1項の規定に基づき、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）第1条で規定するパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する基準は、同条の規定によるほか、次によること。

1 用語の定義

- (1) I型とは、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成16年消防庁告示第12号。以下「第12号告示」という。）第5及び第6においてI型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。
- (2) II型とは、第12号告示第5及び第6においてII型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。

2 設置要件

パッケージ型消火設備は、政令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、政令別表第1(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置することができるものであること。

(1) I型を設置することができるもの

- ア 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの
- イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000㎡以下のもの

(2) II型を設置することができるもの

- ア 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500㎡以下のもの
- イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000㎡以下のもの

(3) 前(1)及び(2)に掲げるもののほか、平成16年消防庁告示第13号の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、省令第13条第3項各号に掲げる部分に設置できるもの

(4) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所

次のア及びイに該当する場所は「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所として取り扱うこと。

- ア 建基令第126条の3に規定する排煙設備又はこれと同等以上の排煙効果のある設備が設けられている場所

なお、建基令第126条の2ただし書の規定等により排煙設備が設置されていない場所（居室を除く。以下「排煙未設置場所」という。）のうち、次の(ア)及び(イ)に該当するものについては上記アに規定する場所として取り扱う。

(ア) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所に隣接し、かつ、当該場所に面した出入口を有していること。

(イ) 当該排煙未設置場所に入室等することなく有効に初期消火を行えること。

イ 主要な避難口を容易に見とやすことができる場所又は二方向避難が確保されている等避難経路が明確である場所

なお、「主要な避難口」及び「二方向避難」については、次によること。

(ア) 主要な避難口は、省令第28条の2第1項第1号に規定する主要な避難口のほか、省令第28条の3第3項第1号イ又はロに規定する出入口に通じる廊下若しくは通路に直接通じる出入口を含むものであること。

(イ) 二方向避難は、火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所の2面以上に省令第5条の5に規定する開口部がある場合を含むものであること。

3 機器

パッケージ型消火設備は認定品を使用すること。★

4 設置方法

(1) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離がⅠ型にあっては20m以下、Ⅱ型にあっては15m以下となるように設けること。

なお、ホースの長さは、Ⅰ型にあっては25m以上、Ⅱ型にあっては20m以上とし、階の各部分にホースを延長し、ノズルからの放射距離10m以内で放水した場合に有効に放水できる位置に設けること。

(2) 防護する部分の面積は、Ⅰ型にあっては850㎡以下、Ⅱ型にあっては500㎡以下とすること。

(3) パッケージ型消火設備は、屋内消火栓設備と比較して消火薬剤の放射時間が短いため、初期消火を失敗した場合の退路の確保等を踏まえ、容易に視認できる共用部分で、かつ、最終避難が可能な避難口又は階段付近等に設置すること。
